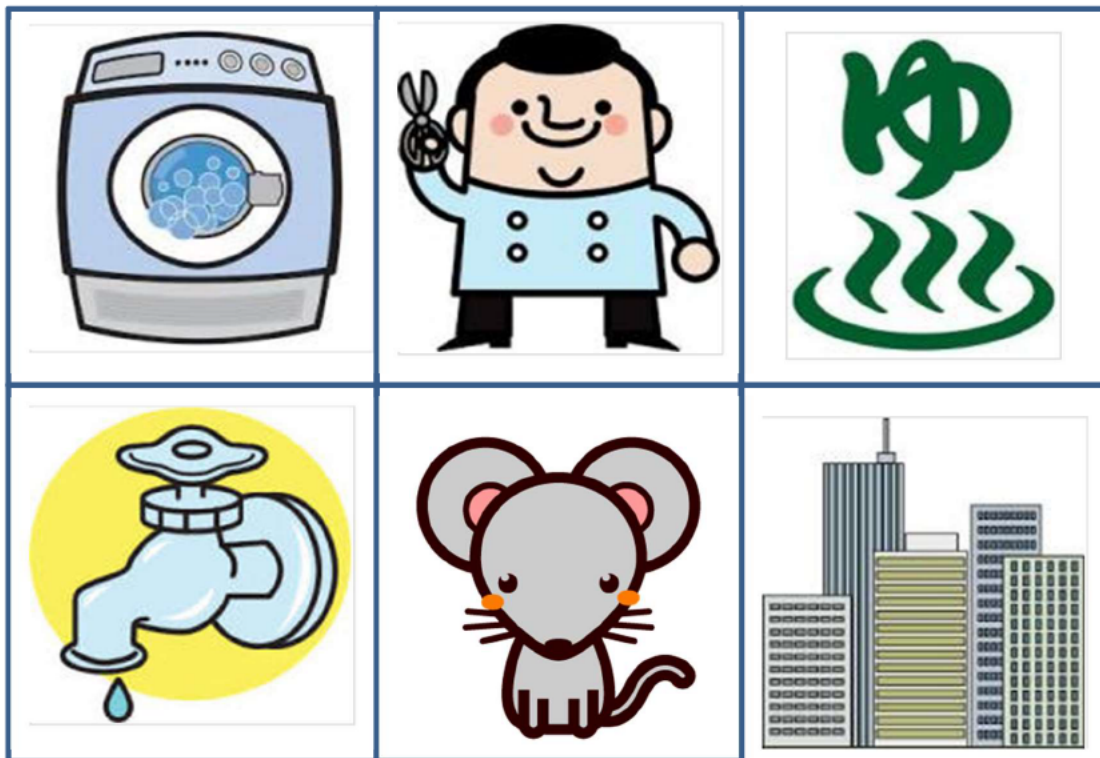


令和7年度 横浜市環境衛生業務実施計画（案）



令和7年度の重点取組事項

- 1 旅館業、民泊施設におけるトコジラミ対策について事業者への啓発を推進します
- 2 TICAD9に向けた環境衛生対策を強化します
- 3 専用水道における水道技術管理者資格改正及び適正な運用について啓発を行います
- 4 レジオネラ症防止対策を推進します

令和7年度 横浜市環境衛生業務実施計画の概要

重点取組事項

- 旅館業、民泊施設におけるトコジラミ対策の啓発
- TICAD 9 に向けた環境衛生対策
- 専用水道における水道技術管理者資格改正及び適正な運用に関する周知啓発
- レジオネラ症拡大防止対策

監視指導業務

環境衛生関係施設の監視指導を行い、衛生を確保します。

- 環境衛生営業施設（理容所・美容所、ホテル、公衆浴場等）の監視指導
- 特定建築物・建築物登録業の監視指導
- 専用水道・簡易給水水道の衛生対策、受水槽施設に対する指導
- 家庭用品の試買検査
- 住宅宿泊事業届出住宅の監視指導

感染症対策業務

衛生設備や衛生害虫等に起因する感染症の予防対策等を実施します。

- レジオネラ症拡大防止対策（重点取組事項）
- 蚊媒介感染症対策

環境衛生関係の相談対応等業務

生活環境や住まいの衛生に関する相談に対応し、解決に向けた助言を行います。

- 生活環境（ねずみ・衛生害虫、ハチ等）に関する相談
- 住まいの衛生に関する相談
- 災害時の生活用水衛生対策
- 水害時の衛生対策

自主衛生管理の推進

環境衛生営業施設等の自主衛生管理を支援します。

- 横浜市生活衛生協議会への支援
- 衛生講習会の開催

調査業務

国や神奈川県からの依頼に基づき各種調査を行います。

- 温泉実態調査
- 海水浴場の水質等実態調査

令和7年度の重点取組事項

1 旅館業、民泊施設におけるトコジラミ対策の啓発

新型コロナウイルス感染症が五類に移行したことにより、経済活動が再開し、人の往来が増加しています。宿泊客が国内外様々な場所から訪れるため、トコジラミの被害が起こりやすい旅館、民泊施設に対して早期発見や対策方法について周知・啓発を行います。またそれらの施設の被害の状況について確認します。

○旅館、民泊施設事業者に対する周知・啓発

早期発見方法及び対策方法について旅館、民泊施設事業者に対してチラシ・動画等を用いた周知・啓発を行います。

○旅館、民泊施設における被害状況の確認

立入調査時にトコジラミの被害状況について確認します。



2 TICAD 9 に向けた環境衛生対策

第9回アフリカ開発会議（TICAD 9）が横浜において開催され、国内外から多くの関係者が来訪する予定です。関係者が利用する施設等について衛生的な環境を確保します。

○会議関連施設への事前監視指導

建築物衛生法、水道法、旅館業法等に基づき、会議関連施設の事前監視指導を行います。

○事前監視時に指導した事項の改善確認

事前監視時に指導した事項の改善状況について、会議開催前に確認します。

○宿泊施設における宿泊者名簿の記載状況の確認

市内の宿泊施設において、旅館業法で定められた宿泊者名簿の記載が適切に行われているか確認し、必要に応じて指導します。

3 専用水道^{※1}における水道技術管理者^{※2}資格改正及び適正な運用に関する周知啓発

※1 地下水等を水源として大規模な建物に給水する水道施設

※2 水道の管理について技術上の業務を担当する者

水道法施行令の一部改正に伴い、専用水道における水道技術管理者の資格が改正され、令和7年4月1日から施行されることから水道管理技術者が適正に設置されるよう改正内容について周知啓発します。

また、水質検査委託状況について、令和5年度に実施した調査・指導結果をふまえ、改善状況を確認します。

○水道法施行令改正内容の啓発

水道技術管理者が適正に設置されていることを確認するとともに、チラシ等を用いて水道法施行令の改正内容を啓発します。

○水質検査委託状況の確認

適切な委託契約が行われているか確認し、必要に応じて指導します。



4 レジオネラ症拡大防止対策

レジオネラ症発生事例をふまえ、中央循環式給湯設備や冷却塔などの高リスク設備を利用する関係施設の維持管理状況等の確認・指導を行います。

○病院・社会福祉施設への立入調査・配管等の確認指導

中央循環式給湯設備を利用する病院や社会福祉施設に対して、その維持管理状況等を調査し、結果に基づいた継続的な改善指導を行います。

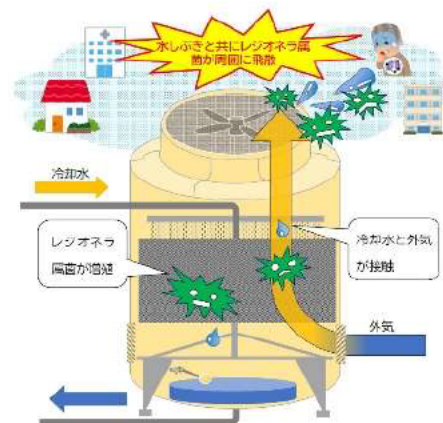
○公共施設に向けた冷却塔の維持管理に関する指導・啓発

令和5年度に国内で冷却塔が原因と考えられるレジオネラ症の集団感染事例が発生しました。

本市は、これまでも冷却塔の維持管理に関する指導を行ってきましたが、市内公共施設の冷却塔からレジオネラ属菌の指針値超過事例が散見されることから、維持管理方法の改善が必要な施設に対して指導を行います。また、全ての施設管理者に向けた動画等による冷却塔の適切な維持管理方法の啓発を行います。



○啓発パンフレット



○冷却塔の模式図

業務実施計画の実施機関

● 区福祉保健センター生活衛生課（保健所支所）

環境衛生営業施設等の許認可や監視指導、感染症対策に関する調査や啓発を行います。また、環境衛生に関する相談に対応し、対策の助言等を行います。

● 医療局健康安全部生活衛生課（保健所）

監視指導や普及啓発に関する事業の企画・立案・調整を行います。

また、墓地、納骨堂に関する許可、温泉利用に関する許可、家庭用品の試買検査、住宅宿泊事業の届出受付業務及び立入検査等を行います。

● 横浜市衛生研究所

横浜市における検査研究機関として、環境衛生関係施設で採水した検体の理化学・細菌検査や、水質事故等の原因究明の検査、家庭用品の検査等を行うとともに、保健所への技

令和7年度予算の議決によっては、事業内容が変わる場合があります。

横浜市医療局生活衛生課

令和7年●月発行

電話 045-671-2456 FAX 045-641-6074

メールアドレス ir-seikatsueisei@city.yokohama.lg.jp